

国民健康保険の届出はお済みですか？

美波町の国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、加入者自らに届出をしていただくこととなります。(お勤め先や他の市町村で手続きをするだけでは、美波町の国民健康保険への届出にはなりませんのでご注意ください)

次のような場合には、印鑑と必要な書類等をご持参の上、14日以内に役場保健福祉課または由岐支所住民室まで届出をお願いします。

加入の届出が遅れた場合はさかのぼって国民健康保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられません。

このよう なとき		必要 な 書類 等
国民健康保険に 加入するとき	他の市町村から転入したとき	※先に住民生活課で転入の手続きをしてください
	職場の健康保険をやめたとき・ 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・社会保険資格喪失証明書や離職票 など(健康保険をやめた日付が確認できる書類)
	子どもが生まれたとき	・国民健康保険被保険者証 ・病院から交付された領収・明細書 など
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	・外国人登録証明書等
国民健康保険を 脱退するとき	他の市町村へ転出するとき	・国民健康保険被保険者証 ※先に住民生活課で転出の手続きをしてください
	職場の健康保険に加入したとき・ 職場の健康保険の被扶養者になったとき	・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険証(脱退する方全員の分)
	死亡したとき	・国民健康保険被保険者証 ・葬祭費の振込先口座番号
	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険被保険者証 ・保護開始決定通知書
	外国籍の方が脱退するとき	・国民健康保険被保険者証 ・外国人登録証明書等
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき ※65歳未満の方	・国民健康保険被保険者証 ・年金証書(裁定通知書)
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	・国民健康保険被保険者証
	世帯分離・世帯合併をしたとき	・国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき・汚れて使えないとき	・本人が確認できるもの(運転免許証など)
	修学のため、子どもが世帯を離れて他の市町村に居住するとき	・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など
	長期間住所を離れるため、遠隔地の国民健康保険被保険者証が必要なとき	・国民健康保険被保険者証 ・施設入所証明書など

※「国民健康保険に加入するとき」に該当する方で、同じ世帯の人がすでに国民健康保険被保険者証を持っている場合は、その国民健康保険被保険者証を持ってきてください。

※70歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」もいっしょに持ってきてください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課 ☎ 77-3614